

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編	
----	-------------------	--

修正理由	頁	現 行	修 正 案
字句修正等（近畿農政局）	5	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関 4 近畿農政局 (1)～(6) (略) (7) <u>生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</u></p> <p>第4章 震災の想定</p> <p>第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第3 液状化予測 【東南海・南海断層】</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関 4 近畿農政局 (1)～(6) (略) (7) 食料品、飼料、種もみ等の<u>安全供給対策</u></p> <p>第4章 震災の想定</p> <p>第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第3 液状化予測 【東南海・南海地震】</p>
字句修正等（京都地方気象台）	42		
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部） 【(9) 地震防災対策】	53	<p>第2編 火災予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 公共建築物 (1) 耐震性の確保等 (略)</p> <p>なお、国、府、市町村は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(4)、(5) (略) <u>(追加)</u></p> <p>第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の内容 (1)、(2) (略) (3) その他防災設備 ア 検知・警報設備</p> <p>災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ<u>製造所</u>、<u>供給所</u>等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>第2編 火災予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。</p> <p><u>併せて、住宅については、京都府建築物耐震改修促進計画に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 公共建築物 (1) 耐震性の確保等 (略)</p> <p>なお、国、府、市町村は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。</p> <p><u>ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略) (4) ブロック塀等について、建築基準法上の取扱いに係る相談窓口を設置するとともに、市町村と連携して危険なブロック塀の除却を促進する。</p> <p>(5)、(6) (略) (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。</p> <p>第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の内容 (1)、(2) (略) (3) その他防災設備 ア 検知・警報設備</p> <p>災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。</p> <p>(7)～(9) (略)</p>
字句修正等（大阪ガス㈱）	58		

		<p>イ、ウ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>第5節 学校等の防災計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 学校における防災体制 (略)</p> <p>また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。</p> <p>(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成</p> <p>ア 発災時別の教職員の対応方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時 ・ 学校外の諸活動時 ・ 登下校時 ・ 夜間・休日等 <p>イ 保護者との連絡、引渡し方法 ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>イ、ウ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>第5節 学校等の防災計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 学校における防災体制 (略)</p> <p>また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に<u>発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策</u>を周知しておく。</p> <p>(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成</p> <p>ア 発災時別の教職員の対応方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時 ・ 学校外の諸活動時 ・ 登下校時 ・ 夜間・休日等 <p>イ 保護者との連絡、引渡し方法<u>及び学校での保護方策</u> ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>																																																																						
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定 (危機管理部) 【(6) 帰宅困難者等対策】 女性等多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた改定 (危機管理部)	61	<p>第5節 学校等の防災計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 学校における防災体制 (略)</p> <p>また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。</p> <p>(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成</p> <p>ア 発災時別の教職員の対応方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時 ・ 学校外の諸活動時 ・ 登下校時 ・ 夜間・休日等 <p>イ 保護者との連絡、引渡し方法 ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>第5節 学校等の防災計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 学校における防災体制 (略)</p> <p>また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に<u>発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策</u>を周知しておく。</p> <p>(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成</p> <p>ア 発災時別の教職員の対応方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時 ・ 学校外の諸活動時 ・ 登下校時 ・ 夜間・休日等 <p>イ 保護者との連絡、引渡し方法<u>及び学校での保護方策</u> ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>																																																																						
時点修正等 (京都市)	72	<p>第8節 鉄道施設防災計画</p> <p>〈図〉 2.1.1(3) 京都市営地下鉄路線図</p>	<p>第8節 鉄道施設防災計画</p> <p>〈図〉 2.1.1(3) 京都市営地下鉄路線図 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>																																																																						
時点修正等 (建設交通部)	73	<p>第9節 道路及び橋梁防災計画</p> <p>第1 現況</p> <p>〈表〉 2.1.3 府管理道路状況一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所数(平成8、9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (平成28.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (平成29.4.1)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>450.9</td> <td>522</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>887.0</td> <td>951</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>821.6</td> <td>804</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,159.5</td> <td>2,277</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所数(平成8、9年度点検結果)			管理延長(km) (平成28.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	450.9	522	109	1	15	主要地方道	887.0	951	284	2	16	一般府道	821.6	804	241	0	20	計	2,159.5	2,277	634	3	51	<p>第9節 道路及び橋梁防災計画</p> <p>第1 現況</p> <p>〈表〉 2.1.3 府管理道路状況一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所数(平成8、9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (平成29.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (平成30.3.31)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>463.9</td> <td>524</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>823.8</td> <td>931</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>824.0</td> <td>801</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,171.8</td> <td>2,256</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所数(平成8、9年度点検結果)			管理延長(km) (平成29.4.1)	橋梁箇所数 (平成30.3.31)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	463.9	524	109	1	15	主要地方道	823.8	931	284	2	16	一般府道	824.0	801	241	0	20	計	2,171.8	2,256	634	3	51
道路種別	道路現況			危険箇所数(平成8、9年度点検結果)																																																																					
	管理延長(km) (平成28.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	450.9	522	109	1	15																																																																				
主要地方道	887.0	951	284	2	16																																																																				
一般府道	821.6	804	241	0	20																																																																				
計	2,159.5	2,277	634	3	51																																																																				
道路種別	道路現況		危険箇所数(平成8、9年度点検結果)																																																																						
	管理延長(km) (平成29.4.1)	橋梁箇所数 (平成30.3.31)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	463.9	524	109	1	15																																																																				
主要地方道	823.8	931	284	2	16																																																																				
一般府道	824.0	801	241	0	20																																																																				
計	2,171.8	2,256	634	3	51																																																																				
字句修正等 (建設交通部)	73	<p>第3 計画の内容</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 重要な道路構造物の整備</p> <p>(1) 橋梁の整備</p> <p>地震による橋梁の落下等を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、<u>橋梁耐震点検調査を実施する。</u> <u>なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 重要な道路構造物の整備</p> <p>(1) 橋梁の整備</p> <p>地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、<u>橋梁の耐震化対策を推進する。</u></p>																																																																						
字句修正及び時点修正等 (建設交通部)	75	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第1 砂防施設防災計画</p> <p>1 現況</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある渓流（渓流勾配15°以上）が5,024渓流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある渓流を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況</p> <p>府内森林面積342,681haのうち約105,126haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第1 砂防施設防災計画</p> <p>1 現況</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある<u>土砂災害警戒区域に指定された渓流</u>（渓流勾配15°以上）が6,726渓流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある渓流を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況</p> <p>府内森林面積342,648haのうち約105,470haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p> <p>(略)</p>																																																																						

山地災害危険地区の周知等に係る府の役割を明記(農林水産部)

75 (追加)

第4 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被害を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(平成30年3月現在)

山地災害危険地区の種類	箇所数	備考
山腹崩壊	2,776箇所	
地すべり	26箇所	※該当市町村を下記に示す。
崩壊土砂流出	2,270箇所	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

字句修正及び時点修正等（建設交通部）

76 〈表〉2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表（その1）
(略)

〈表〉2.1.5 土砂災害警戒区域等一覧表
(略)

字句修正及び時点修正等（建設交通部）

77 〈表〉2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表（その2）
(略)

〈表〉2.1.5 土砂災害警戒区域等指定状況
(最新状況に差し替え)

時点修正等（建設交通部）

78 第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

第1 地すべり防災計画

第1 地すべり防災計画

1 現況

1 現況

府内の地すべり危険箇所は、58箇所であり、そのうち地すべり防止区域の数は表2.1.6 のとおりであり、国土交通省所管のものが21箇所、農林水産省所管のものが9箇所(林野庁6箇所、農村振興局3箇所)であって、合計30箇所である。

府内の地すべり危険箇所は、57箇所であり、そのうち地すべり防止区域の数は表2.1.6 のとおりであり、国土交通省所管のものが21箇所、農林水産省所管のものが9箇所(林野庁6箇所、農村振興局3箇所)であって、合計30箇所である。

字句修正及び時点修正等（建設交通部）

78 第2 急傾斜地防災計画
1 現況

第2 急傾斜地防災計画

1 現況

傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5参照）。このうち328箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）

傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が9,992箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5参照）。このうち328箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）

字句修正等（建設交通部）

79 〈表〉 2.1.6 地すべり防止区域一覧表

土木事務所	地すべり防止区域名	所在地	面積(ha)	告示番号	告示年月日	砂指定地	防保	安林
(略)								
山城南	山之上	木津川市加茂町北	6.47	建設省告示第12号	昭和35年1月8日	○	—	
	美浪	木津川市加茂町美浪	6.24	建設省告示第13号	昭和35年1月8日	○	—	
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14.97	建設省告示第298号	昭和47年3月3日	—		
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50.81	建設省告示第812号	昭和57年3月26日	—		
	白柄	相楽郡和束町大字白柄	23.79	建設省告示第848号	昭和59年3月31日	—		
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5.50	建設省告示第848号	昭和59年3月31日			
	白柄(追加)	相楽郡和束町大字白柄	6.53	建設省告示第832号	昭和63年3月18日			
	山之上(追加)	木津川市加茂町北	1.71	建設省告示第929号	平成3年3月30日			
			116.02					

〈表〉 2.1.6 地すべり防止区域一覧表

土木事務所	地すべり防止区域名	所在地	面積(ha)	告示番号	告示年月日	砂指定地	防保	安林
(略)								
山城南	山之上	木津川市加茂町北	6.47	建設省告示第12号	昭和35年1月8日	○	—	
	美浪	木津川市加茂町美浪	6.24	建設省告示第13号	昭和35年1月8日	○	—	
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14.97	建設省告示第298号	昭和47年3月3日			
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50.81	建設省告示第812号	昭和57年3月26日	○		
	白柄	相楽郡和束町大字白柄	23.79	建設省告示第848号	昭和59年3月31日			
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5.50	建設省告示第848号	昭和59年3月31日			
	白柄(追加)	相楽郡和束町大字白柄	6.53	建設省告示第832号	昭和63年3月18日			
	山之上(追加)	木津川市加茂町北	1.71	建設省告示第929号	平成3年3月30日			
			116.02					

字句修正等（建設交通部）

80 〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

笠置町 南笠置 1.79
笠置町 下有市 1.70
笠置町 湯谷 0.20
和束町 東垣内 別所
和束町 小杉 小杉
南山城村 南大河原 0.54

字句修正等（建設交通部）

82 〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

危険地区名：篠田
所在地：篠田

災害対応の総合的な検証会議
「最終報告書」を踏まえた改定
(農林水産部)

【(2) 防災・減災対策】

平成30年7月豪雨を踏まえた改定
(建設交通部)

組織改正等に伴う改定（関西電力）

字句修正等（危機管理部）

88 第14節 ダム等防災計画

第3 計画の内容

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査の実施を指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。

(2)、(3) (略)

98 〈図〉 2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム

(追加)

長岡京市

第14節 ダム等防災計画

96 〈図〉 2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム

関西電力㈱舞鶴電力所

関西電力㈱京都電力部

関西電力㈱福知山営業所

関西電力㈱舞鶴事業所

第15節 危険物等施設防災計画

第3 計画の内容

1、2 (略)

3 物劇物

(1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討

〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

笠置町 南笠置 1.59
笠置町 下有市 3.00
笠置町 湯谷 1.20
和束町 東垣内 中
和束町 小杉 湯船
南山城村 南大河原 0.06

〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

危険地区名：篠田
所在地：篠田町

第14節 ダム等防災計画

第3 計画の内容

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査を実施し、異常な早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置を行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2)、(3) (略)

〈図〉 2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム

向日市

長岡京市

第14節 ダム等防災計画

96 〈図〉 2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム

関西電力㈱京都水力センター

関西電力㈱水力事業本部

関西電力㈱福知山配電営業所

関西電力㈱舞鶴技術サービスセンター

第15節 危険物等施設防災計画

第3 計画の内容

1、2 (略)

3 罐物劇物

(1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討

		<p>(2) 中和剤の確保と設備の検討 (3) 設備等の耐震性と補強の検討 4 (略)</p>		<p>(2) 中和剤の確保と設備の検討 (3) 設備等の耐震性と補強の検討 4 (略)</p>
時点修正等（危機管理部）	101	<p>〈図〉 2.1.3 高圧ガス施設 京都府一般高圧ガス保安研究会 0774-63-2777 京都府冷凍設備保安協会 075-315-8061 京都府高圧ガス溶材組合 075-361-0245</p>		<p>〈図〉 2.1.3 高圧ガス施設 京都府一般高圧ガス保安研究会 075-623-3046 京都府冷凍設備保安協会 075-322-2130 京都府高圧ガス溶材組合 075-361-0245</p>
時点修正等（危機管理部）	101	<p>〈図〉 2.1.4 火薬類施設 (公社)日本煙火協会京滋地区会</p>		<p>〈図〉 2.1.4 火薬類施設 日本煙火協会京滋地区会</p>
字句修正等（農林水産部）	104	<p>第17節 農地農業用施設の防災計画 第2 計画の方針 (略) また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用についても検討する。</p>		<p>第17節 農地農業用施設の防災計画 第2 計画の方針 (略) また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用することを検討する。</p>
字句修正等（農林水産部）	104	<p>第3 計画の内容 1 (略) 2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立 被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。 3 防災施設・災害対策施設としての活用 (略) 利用可能なところは、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。</p>		<p>第3 計画の内容 1 (略) 2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立 地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。 3 防災施設・災害対策施設としての活用 (略) 利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。</p>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定 (危機管理部) 【(3) 防災体制強化】	106	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関） 第1節 情報通信連絡網の整備 第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用 (略) この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。</p>		<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関） 第1節 情報通信連絡網の整備 第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用 (略) この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。 また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。</p>
時点修正等（危機管理部）	107	<p>第6 緊急時の情報通信の確保 1、2 (略) 3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保 緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、府専用電話及び府業務用無線の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。 4 (略)</p>		<p>第6 緊急時の情報通信の確保 1、2 (略) 3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保 緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。 4 (略)</p>
字句修正等（危機管理部）	107	<p>第10 エリアメール・緊急速報メールの活用 府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。</p>		<p>第10 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用 府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメールの活用を進める。</p>
字句修正等（京都地方気象台）	111	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画（各機関） 第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画 第7 地震観測 京都府の地域における地震観測は、次により行う。 1～3 (略) 4 JR 東海、西日本関係 JR 東海（新幹線）：テラス遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市） JR 西日本：二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅 5～8 (略)</p>		<p>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関） 第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第7 震度観測 京都府の地域における震度観測は、次により行う。 1～3 (略) 4 JR 東海、西日本関係 JR 東海（東海道新幹線早期地震警報システム）：遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市） JR 西日本：二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅 5～8 (略)</p>

放送開始に伴う改定（近畿総合通信局）	119 〈表〉 2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数 （追加）	〈表〉 2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数 FMおとくに（長岡京市、向日市、大山崎町）86.2MHz
時点修正等（京都地方気象台）	125 第2節 津波予報等の伝達計画 〈図〉 2.3.3 津波警報等伝達経路図	第2節 津波予報等の伝達計画 〈図〉 2.3.3 津波警報等伝達経路図 （最新状況に差し替え）
大阪府北部地震、平成30年7月豪雨等を踏まえた改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部）	133 第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第7 災害時における情報ネットワークの構築 関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、次のような情報ネットワークの構築に努める。 1、2（略） （追加）	第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第7 災害時における情報ネットワークの構築 関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS : Emergency Medical Information System）</u> の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。 1、2（略） 第9 関係機関の災害時初期体制の確保 災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	133 第9 地域レベルでの災害対策の強化 関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。 （追加）	第10 地域レベルでの災害対策の強化 関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。 1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置 2 業務継続計画（BCP）の策定 3、4（略） 第11～第14（略）
「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け厚生労働省通知）等に伴う改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部）	133 第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 第2 相互応援協定 〈図〉 2.5.1(2) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課 （追加） 第10～第13（略）	第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 第2 相互応援協定 〈図〉 2.5.1(2) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター 第11～第14（略）
字句修正等（第八管区海上保安本部）	139 第6章 避難に関する計画 第6節 広域一時滞在 第1 市町村 1～3（略） （追加）	第6章 避難に関する計画 第6節 広域一時滞在 第1 市町村 1～3（略） 4 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。 また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】	143 第7節 市町村等の避難計画 第1 市町村の計画 1 避難の勧告又は指示を伴う基準及び伝達方法 2～4（略） 5 避難所の管理に関する事項 (1)～(4)（略） （追加）	第7節 市町村等の避難計画 第1 市町村の計画 1 避難の勧告等を伴う基準及び伝達方法 2～4（略） 5 避難所の管理に関する事項 (1)～(4)（略） (5) 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による
内閣府「避難勧告等ガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）		
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定		

(危機管理部)
【(1) 住民避難】

災害対応の総合的な検証会議
「最終報告書」を踏まえた改定
(建設交通部)
【(1) 住民避難】

字句修正等(京都地方気象台)

6～10 (略)

145 第2 防災上重要な施設の計画
(略)

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。

1～4 (略)

第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

147 第2 津波警戒の周知徹底

1 府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ、エ (略)

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに※1港外退避する。

イ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたら、すぐ※1港外退避する。

ウ～オ (略)

※1 港外；水深の深い、広い海

※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第8章 交通対策及び輸送計画

154 〈表〉2.8.1 緊急交通路指定予定路線一覧

京奈自動車道

国道162号 福井県域～丸太町通

156 〈図〉緊急交通路指定予定路線図(国道)

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

159 第5 燃料の確保

府は、石油連盟との重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設)の設備等情報(燃料を配達すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報)を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

第3節 応急復旧資材確保計画

第2 計画の内容

164 〈図〉2.9.5 国有林材の販売要請ルート

近畿中国森林管理局

企画調整室

(06) 6881-3407

自主的な運営等を含む)

6～10 (略)

第2 防災上重要な施設の計画

(略)

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

1～4 (略)

第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

第2 津波警戒の周知徹底

1 府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ、エ (略)

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに※1港外退避する。

イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたら、すぐ※1港外退避する。

ウ～オ (略)

※1 港外；水深の深い、広い海

※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第8章 交通対策及び輸送計画

〈表〉2.8.1 緊急交通路指定予定路線一覧

京奈和自動車道

国道162号 福井県域～国道9号

〈図〉緊急交通路指定予定路線図(国道)

(最新状況に差し替え)

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第5 燃料の確保

府は、石油連盟との重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設)の設備等情報(燃料を配達すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報)を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

第3節 応急復旧資材確保計画

第2 計画の内容

〈図〉2.9.5 国有林材の販売要請ルート

近畿中国森林管理局

企画調整課

(06) 6881-3407

	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>165 第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略) 3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。</p> <p>(略) 3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実効性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>
	<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p> <p>167 第6 外国人の安全確保 1～6 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第6 外国人の安全確保 1～6 (略) 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>
	<p>京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う改定（府民環境部） 【(6) 帰宅困難者等対策】</p> <p>168 第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p>	<p>第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第1節 計画の方針 京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。</p>
	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,016棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の322棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は407社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したことによって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に22件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在270所有者、558件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の375件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る322件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。【市町村別の指定件数は、資料編2-6参照】</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は90件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。【市町村別の指定件数は、資料編2-7参照】</p>	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,109棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の328棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は408社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したことによって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在350所有者、733件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の550件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る497件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。【市町村別の指定件数は、資料編2-6参照】</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は100件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。【市町村別の指定件数は、資料編2-7参照】</p>

	<p>第3節 計画の内容 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。</p>	<p>第3節 計画の内容 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。</p>
字句修正等（危機管理部）	<p>第14章 府民の防災活動の促進 174 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災リーダーの養成 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。</p>	<p>第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災リーダーの養成等 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。</p>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【（3）防災体制強化】 災害時応急対応業務標準化を踏まえた改定（危機管理部） 総務省「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」の改正に伴う改定（危機管理部）	<p>第18章 広域応援体制の整備 185 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 1 （略） （追加） 2 （略） 3 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>	<p>第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 1 （略） 2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用 「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。 3 （略） 4 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>
時点修正等（危機管理部）	<p>187 〈表〉緊急消防援助隊登録状況（平成30年4月1日登録） 隊数111（106） ※（ ）内は重複隊を除く隊数</p>	<p>〈表〉緊急消防援助隊登録状況（平成31年4月1日登録） 隊数119（115） ※（ ）内は重複隊を除く隊数</p>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【（6）帰宅困難者等対策】	<p>第20章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 190 第2節 計画の内容 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、<u>帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。</u></p>	<p>第20章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、<u>帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。</u> 市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。</p>
女性等多様な視点での防災対策意見交換会（危機管理部）	<p>第2 観光客・帰宅困難者への啓発 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」 2 （略） 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 4、5 （略）</p>	<p>第2 観光客・帰宅困難者への啓発 1 二次被害の発生防止のため、<u>発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」</u> 2 （略） 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 4、5 （略）</p>
女性等多様な視点での防災対策意見交換会（危機管理部）	<p>190 〈図〉観光客・帰宅困難者情報共有系統図 鉄道事業者 京都府バス事業者 （追加）</p>	<p>〈図〉観光客・帰宅困難者情報共有系統図 鉄道事業者 京都府バス事業者 観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者 コンビニエンスストア ファミリーレストラン等</p>
女性等多様な視点での防災対策意見交換会（危機管理部）	<p>191 第5 事業所等への要請 1 （略） 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。 （追加）</p>	<p>第5 事業所等への要請 1 （略） 2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。 （1）就業時間帯に発災</p>

			<p style="text-align: right;">従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示</p> <p>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災 自宅又は事業所等のいざれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</p>
		<p>第6 観光客への支援の検討</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。</p> <p>3 学生ボランティア等の活用について検討する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第6 観光客への支援の検討</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施及び日本における災害の重大さや災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。</p> <p>3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。</p> <p>4 府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>
字句修正等（関西電力株式会社）	194	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>〈表〉3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 関西電力株式会社（京都支社） ○非常災害対策規程</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>〈表〉3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 関西電力株式会社（京都支社） ○防災業務計画</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	197	<p>第3節 府の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p>	<p>第3節 府の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p> <p>そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。</p>
組織改正等に伴う改定	197	<p>第2 活動体制</p> <p>1 災害警戒本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、危機管理監及び防災監で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。 知事直轄組織（職員長）</p> <p>環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。 イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画 ア～エ (略) オ 災害対策本部の各部各班は、事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定めるものとする。 カ、キ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局</p>	<p>第2 活動体制</p> <p>1 災害警戒本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。 知事直轄組織（職員長） 危機管理部 府民環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。 イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画 ア～エ (略) オ 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。 カ、キ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 災害時応急対応業務標準化を踏まえた改定（危機管理部）			

		<p>員は調整班、非常時専任職員等とする。</p> <p>(追加)</p>	<p>員(調整班)は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。</p> <p>(5) なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。</p>
京都府災害対策航空運用調整マニュアルの策定に伴う改定（危機管理部）	198	<p>第3 航空運用調整班運用計画</p> <p>2 航空運用調整班の所掌事務</p> <p>航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>3 航空運用調整班の班員</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略) イ 関係機関航空隊員 ウ (略)</p>	<p>第3 航空運用調整班運用計画</p> <p>2 航空運用調整班の所掌事務</p> <p>航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p> <p>3 航空運用調整班の班員</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略) イ 関係機関航空隊員等 ウ (略)</p>
健康福祉部災害対応の標準マニュアル作成に伴う改定（健康福祉部）		<p>(追加)</p>	<p>第4 保健医療福祉調整本部等運用計画</p> <p>1 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置趣旨</p> <p>災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整支部（以下「調整支部」という）を設置する。</p> <p>※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム(DMAT)、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康管理チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等を指す。</p> <p>2 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置</p> <p>(1) 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。</p> <p>(2) 調整支部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。</p> <p>3 保健医療福祉調整本部・調整支部の構成</p> <p>(1) 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。</p> <p>4 保健医療福祉調整本部・調整支部の機能</p> <p>(1) 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。</p> <p>(2) 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整支部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。</p> <p>(3) 調整支部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。</p> <p>(4) 調整支部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。</p> <p>5 保健医療福祉調整本部・調整支部の役割</p> <p>(1) 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括</p> <p>ア 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理 イ 関係機関との調整等</p> <p>(2) 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有</p> <p>(3) 保健医療福祉活動チームの派遣調整</p> <p>(4) 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整</p>
組織改正等に伴う改定(教育庁)	199	<p>(移動)</p> <p>(移動)</p> <p>第4 現地灾害対策本部運用計画</p> <p>〈別表〉</p> <p>教育庁総務企画課参考</p>	<p>第5 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口</p> <p>第6 ライフラインの復旧調整</p> <p>第7 現地灾害対策本部運用計画</p> <p>〈別表〉</p> <p>教育庁教育監付参考</p>

組織改正等に伴う修正 府の災害時応急対応業務の整理及び組織改正等に伴う改定	200	〈図〉 3.1.1 京都府災害対策本部組織図 〈表〉 3.1.2 災害対策本部の事務分掌 （一般計画編第3編第1章第8節〈表〉災害対策本部の事務分掌と同じ）	〈図〉 3.1.1 京都府災害対策本部組織図 （最新状況に差し替え） 〈表〉 3.1.2 災害対策本部の事務分掌 （一般計画編第3編第1章第8節〈表〉災害対策本部の事務分掌と同じ）
	207	第5 動員計画（各機関） 1 災害警戒本部等の動員 災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。 〈表〉 3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表 第6 （略） 第5節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口 第6節 ライフラインの復旧調整 第7節～第13節 （略）	第8 動員計画（各機関） 1 災害警戒本部等の動員 災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。 〈表〉 3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表 （最新状況に差し替え） 第9 （略） （移動） （移動） 第5節～第11節 （略）
組織改正に伴う改定（綾部市、宇治市） 直通番号の追加（八幡市）	219	第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被災情報の収集伝達 〈図〉3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 綾部市 防災課 宇治市 危機管理課 八幡市 （追加）	第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被災情報の収集伝達 〈図〉3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 綾部市 防災・危機管理課 宇治市 危機管理室 八幡市 直 983-3200
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定(危機管理部)	220	第3 責務 1 市町村 (2) 報告の要請及び内容 ア 災害情報報告 (1) （略） a 報告の内容 (a)、(b) （略） (c) 避難勧告及び指示の状況 (d)～(j) （略） b、c （略） (3) （略） 第6節 広報広聴活動計画	第3 責務 1 市町村 (2) 報告の要請及び内容 ア 災害情報報告 (1) （略） a 報告の内容 (a)、(b) （略） (c) 避難勧告及び指示、災害発生の状況 (d)～(j) （略） b、c （略） (3) （略） 第6節 広報広聴活動計画
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定(危機管理部)	235	第2 広報活動 1～3 （略） 4 広報事項 (1)、(2) （略） (3) 住民に対する避難勧告・指示の状況 (4)～(6) （略） 5、6 （略）	第2 広報活動 1～3 （略） 4 広報事項 (1)、(2) （略） (3) 住民に対する避難勧告・指示、災害発生の状況 (4)～(6) （略） 5、6 （略）
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(4) 救助機関等の体制と対応】	244	第4章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 第7 災害派遣部隊の受け入れ体制 （追加） 1～3 （略）	第4章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 第7 災害派遣部隊の受け入れ体制 1 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者との事前調整 知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。 2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知 知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。 3～5 （略）

字句修正等（危機管理部）	第5章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 (略) 2 地震災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者	第5章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 (略) 2 地震災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下「安否不明者」という。）
	第2 (略)	第2 (略)
	248 (追加)	第3～第7 (略)
	253 〈図〉 3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 府医療課	〈図〉 3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 府医療課（保健医療福祉調整本部）
	254 〈図〉 3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	〈図〉 3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター
	第8章 災害救助法の適用計画 (府健康福祉部)	第8章 災害救助法の適用計画 (削除)
	第9章 輸送計画 (府健康福祉部・近畿運輸局京都運輸支局・府総務部・第八管区海上保安本部・府警察本部・西日本旅各鉄道株式会社・日本通運株式会社)	第9章 輸送計画 (府危機管理部・府健康福祉部・近畿運輸局京都運輸支局・府総務部・第八管区海上保安本部・府警察本部・西日本旅各鉄道株式会社・日本通運 株式会社)
	第3節 輸送の方法等 第3 給食に必要な食料の確保 2 海上輸送を要請する場合 要請 府災害対策本部 414-4472 → 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課 0773-76-4100 連絡 海上保安本部・署 美保航空基地 出動 被災沿岸市町村 又は要請地へ	第3節 輸送の方法等 第3 給食に必要な食料の確保 2 海上輸送を要請する場合 要請 府災害対策本部 414-4472 → 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター 0773-76-4100 連絡 海上保安本部・署 美保航空基地 出動 被災沿岸市町村 又は要請地へ
	3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター
	第5節 緊急通行車両等の取扱い 第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること。ただし、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行の日の翌日から起算して1箇月後の日までを限度とすること。	第5節 緊急通行車両等の取扱い 第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること。ただし、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行の日の翌日から起算して1箇月後の日とすること。

<p>災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(5) 道路通行規制】 【(8) 暴風対策】</p> <p>字句修正等（建設交通部）</p> <p>災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p> <p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 地震発生時における道路通行規制要領</p> <p>京都府、京都市及び近畿地方整備局等は、異常気象時（豪雨等）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。</p> <p>なお、以下に豪雨時における道路通行規制の基準・態勢を示す。</p> <p>275 〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準</p> <p>276 〈表〉3.10.2 道路通行規制の態勢（京都府）</p> <p>277 〈表〉3.10.3 道路冠水による道路通行規制の態勢（京都府）</p> <p>278 〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <p>282 〈表〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <p>285 〈表〉3.10.6 京都市の規制要領</p> <p>286 〈表〉3.10.7 近畿地方整備局の規制要領</p> <p>287 〈表〉3.10.8 高速道路等の通行規制基準</p> <p>288 〈表〉3.10.9 京都縦貫自動車道山陰近畿自動車道防災業務要領 交通規制基準</p> <p>290 〈図〉異常気象時通行規制区間位置図</p> <p>291 〈図〉特殊通行規制区間図</p> <p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難の勧告又は指示</p> <p>第2 避難の勧告又は指示</p> <p>地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるとときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。</p> <p>なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>市町村長は、勧告又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。 (略)</p> <p>301 第6節 避難所の開設等</p> <p>〈図〉3.11.1 避難の勧告・指示の連絡系統</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 道路通行規制要領</p> <p>各高速道路管理者は、下表の規制基準に基づき、的確な道路通行規制を実施に努める。また、高速道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行うものとし、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。</p> <p>なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間ににおける緊急車両の通行を要請する。</p> <p>以下に地震時における道路通行規制の基準・態勢を示す。</p> <p>〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 (最新状況に差し替え)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>〈表〉3.10.9 京都縦貫自動車道山陰近畿自動車道防災業務要領 交通規制基準 (最新状況に差し替え)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難の勧告又は指示、災害発生情報</p> <p>第2 避難の勧告又は指示、災害発生情報</p> <p>地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるとときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。</p> <p>さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るために最善の行動を取るよう促す。</p> <p>なお、避難勧告等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>市町村長は、勧告又は指示、災害発生情報を発令したときは速やかに知事に報告する。 (略)</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>〈図〉3.11.1 避難の勧告・指示の連絡系統</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、災害発生情報</p>
--	--	--

<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定(危機管理部)</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定(危機管理部) 【(1) 住民避難】</p> <p>災害時応急対応の標準マニュアル作成に伴う改定(健康福祉部)</p> <p>京都府保健医療計画の策定及び心のケア事業の強化(健康福祉部)</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定(危機管理部) 【(10) 避難者支援】</p>	<p>301 第3節 避難の周知徹底 第1 避難の勧告等の伝達方法 1 避難の勧告、<u>指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1)～(4) (略) (5)避難勧告又は<u>指示</u>の理由 (6) (略) 2、3 (略)</p> <p>302 第2 避難所の運営管理等 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、<u>役割分担</u>を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 2 (略) 3 (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 4～6 (略)</p> <p>304 第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p> <p>1 (略) 2 災害発生時から復興期までの支援活動 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。 (1) (略) (2) 概ね災害発生後72時間以内(フェーズ1 緊急対策期) ア～オ (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (3) (略) (4) 災害発生後概ね2週間から2か月(フェーズ3 応急対策期避難所から仮設住宅入居まで) ア、イ (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>307 第9節 被災者への情報伝達活動 (略) 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	<p>第3節 避難の周知徹底 第1 避難の勧告等の伝達方法 1 避難の勧告等をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1)～(4) (略) (5)避難勧告等の理由 (6) (略) 2、3 (略)</p> <p>第2 避難所の運営管理等 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、<u>開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 2 (略) 3 (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 4～6 (略)</u></p> <p>第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p> <p>1 (略) 2 災害発生時から復興期までの支援活動 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。 (1) (略) (2) 概ね災害発生後72時間以内(フェーズ1 緊急対策期) ア～オ (略) <u>カ 各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。</u> <u>キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中監理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。</u> (3) (略) (4) 災害発生後概ね2週間から2か月(フェーズ3 応急対策期避難所から仮設住宅入居まで) ア、イ (略) ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。 エ 連絡調整員(精神保健福祉相談員や保健師等により構成)を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。</p> <p>第9節 被災者への情報伝達活動 (略) 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線L</p>
--	--	---

		<u>A.Nのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。</u>
字句修正等（危機管理部）	307	<p>第10節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同計画編第30章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定 (危機管理部) 【(6) 帰宅困難者等対策】	310	<p>第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>〈図〉(大規模地震発生時の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入 <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 観光客・帰宅困難者への広報</p> <p>1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供</p> <p>1 駅での情報提供</p> <p>(1) 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 <u>帰宅支援拠点等の提供</u></p> <p>(1) <u>帰宅支援拠点</u>は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。<u>拠点の確保</u>に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>帰宅支援拠点</u>の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。</p>
		<p>第10節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>第3編第1章第3節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同「府災害対策本部の組織等」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、一般計画編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
		<p>第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>〈図〉(大規模地震発生時の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な場所を求めて移動 <u>(出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいざれか近い方)</u> ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入、<u>情報提供</u> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 観光客・帰宅困難者への広報</p> <p>1 <u>発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報</u> <u>出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいざれか近い方に向かうことの広報</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 交通情報の提供・一時滞在施設等の提供</p> <p>1 駅での情報提供</p> <p>(1) 駅構内・駅前の滞留者に対し、<u>鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する</u>。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 <u>一時滞在施設等の提供</u></p> <p>(1) <u>一時滞在施設</u>は、市町村が府と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保し<u>提供する</u>。<u>施設の提供</u>に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>一時滞在施設</u>の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。</p>

311 第5 各機関、団体の役割

機関名	内 容
府	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページや京都府危機管理webを通じて、府民に提供する。 ○緊急速報エリヤメールによる注意喚起 <u>(追加)</u> ○避難誘導・交通規制
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の一時収容施設等の情報提供 ○避難施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	<u>(追加)</u> <ul style="list-style-type: none"> ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供 ○バスによる代替輸送手段の確保 <u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)

第5 各機関、団体の役割

機関名	内 容
府	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ○一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バスによる代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他の連絡情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応)

組織改正に伴う改定（危機管理部、府民生活部）

312 第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画
(府府民生活部・府健康福祉部・府農林水産部)

字句修正等（近畿農政局）

312 第1節 食料供給関係
第3 給食に必要な食料の確保
1、2 (略)
3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達
(1) (略)
(2) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア～エ (略)

オ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部
【(7)停電対策】319 第3節 生活必需品等供給計画
第10 燃料の確保
(追加)
1 府は、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。
2、3 (略)
(追加)第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画
(府危機管理部・府府民環境部・府健康福祉部・府農林水産部)第1節 食料供給関係
第3 給食に必要な食料の確保
1、2 (略)
3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達
(1) (略)
(2) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡し方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。
ア～エ (略)

オ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第3節 生活必需品等供給計画
第10 燃料の確保
1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。
2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。
3、4 (略)第11 電源の確保
1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。
2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。
(1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力（株）へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
(2) 前号の優先復旧又は臨時供給ができない場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による發

移設に伴う改定（京阪電気鉄道㈱）	337	第11～第12	電機の貸出しを（一社）日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業㈱等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業㈱へ要請する。	(3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。	3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。
時点修正等（平成30年4月1日に市道宇治橋若森線の第一次緊急輸送道路にしている区間を府に移管し、路線名を宇治淀線に変更）（建設交通部）	340	第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 鉄道施設応急対策計画 第7 京阪電気鉄道株式会社の計画 1 (略) 2 応急対策 淀変電所・東福寺変電所・三条受電変電所及び四宮変電所の地震計が震度4以上を感じると列車を一時停車させ、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。 (略) (1)～(6) (略)	第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 鉄道施設応急対策計画 第7 京阪電気鉄道株式会社の計画 1 (略) 2 応急対策 淀変電所・深草変電所・三条受電変電所及び四宮変電所の地震計が震度4以上を感じると列車を一時停車させ、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。 (略) (1)～(6) (略)	第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 公共土木施設応急対策計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 (表) (緊急輸送道路)	第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 公共土木施設応急対策計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 (表) (緊急輸送道路)
時点修正等（建設交通部）	342	（図）3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都国道事務所管理第2課 (代) 351-3300 マイクロ電話 8-86-736-307 -442 府道路管理課 414-5265	（図）3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都国道事務所管理第2課 (代) 351-3300 マイクロ電話 8-86-736-307 -442 府道路計画課・道路管理課 414-5248・5266	（図）3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都国道事務所管理第2課 (代) 351-3300 マイクロ電話 8-86-736-307 -442 府道路計画課・道路管理課 414-5248・5266	（図）3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都国道事務所管理第2課 (代) 351-3300 マイクロ電話 8-86-736-307 -442 府道路計画課・道路管理課 414-5248・5266
時点修正等（建設交通部）	343	（表）3.17.2 緊急輸送道路一覧表	（表）3.17.2 緊急輸送道路一覧表 (最新状況に差し替え)	（表）3.17.2 緊急輸送道路一覧表 (最新状況に差し替え)	（表）3.17.2 緊急輸送道路一覧表 (最新状況に差し替え)
防災業務計画に準じた修正（関西電力㈱）	348	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設（関西電力株式会社） 1 地震災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足等の事態等が発生した場合、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を電力会社間で整備する。 また、施設被害状況の把握に努め、電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議会で対処する。 2 (略) 3 府災害対策本部との連携 非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。 (略)	（追加）	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設（関西電力株式会社） 1 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。 2 (略) 3 府災害対策本部との連携 非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。 (略) 4 関係防災機関との連携 関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設（関西電力株式会社） 1 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。 2 (略) 3 府災害対策本部との連携 非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。 (略) 4 関係防災機関との連携 関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

	<p>4 被害の復旧</p> <p>(略)</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライfライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p>	<p>5 被害の復旧</p> <p>(略)</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ<u>道路管理者</u>とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、<u>府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整をするほか、各ライfライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p>	
字句修正等（危機管理部）	354	<p>第8節 危険物施設等応急対策計画</p> <p>第4 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 爆発、火災又は可燃性若しくは酸素の漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置をとる。 (1)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第8節 危険物施設等応急対策計画</p> <p>第4 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 爆発、火災又は可燃性<u>ガス</u>若しくは酸素の漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置をとる。 (1)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p>
京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う改定（府民環境部）	360	<p>第18章 災害地の応急対策に関する計画</p> <p>第2節 廃棄物処理計画（府環境部）</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。</p>	<p>第18章 災害地の応急対策に関する計画</p> <p>第2節 廃棄物処理計画（府府民環境部）</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>京都府災害廃棄物処理計画に基づき、被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。</u></p> <p><u>なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。</u></p>
時点修正等（職員長G）	375	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第4 災害支援対策本部の動員</p> <p>(略)</p> <p>なお、京都市内地方機関の職員については、必要に応じて、<u>給与厚生課長</u>から本府主管課長を通じて動員するものとする。</p>	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第4 災害支援対策本部の動員</p> <p>(略)</p> <p>なお、京都市内地方機関の職員については、必要に応じて、<u>職員総務課長</u>から本府主管課長を通じて動員するものとする。</p>
組織改正等に伴う改定（危機管理部）	376	<p>〈表〉別表1 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>〈表〉別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌</p>	<p>〈表〉別表1 京都府災害支援対策本部組織図 <u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p>〈表〉別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>
組織改正等に伴う改定（危機管理部）			
総務省「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」の改正に伴う改定（危機管理部）	382	<p>第26章 応援受援計画</p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチームの整備、被災市区町村応援職員確保システム及び災害マネジメント総括支援員の登録（総務省）を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>第39章 応援受援計画</p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、<u>災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）</u>を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び被災市区町村応援職員確保システムの整備（総務省）を行うこととする。</p> <p>(略)</p>

		第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定 (危機管理部) 【(10) 被災者支援】	388	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画 第8 り災證明書の交付 1 (略) また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、り災證明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 災害による住家等の被害の程度の調査や災證明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。 府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第3節 郵便関係補助 地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画 第8 り災證明書の交付 1 (略) また、平常時から住家被害の調査や災證明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災證明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。 さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査や災證明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。 また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第3節 郵便関係補助 地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。</p>
字句修正等（日本郵便㈱京都中央郵便局）	398		
字句修正等（危機管理部）	402	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編
内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた改定（危機管理部）		<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針 1 南海トラフ (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。 <u>(追加)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針 1 南海トラフ (1)～(6) (略) (7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。</p> <p>(8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。</p>
内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた改定（危機管理部）	413	<p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。</p> <p>1 「南海トラフ地震に関する情報」の発表 気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。</p>	<p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。</p> <p>1 「南海トラフ地震に関する情報」の発表 気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。</p>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつたと評価された場合 ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まつた状態ではなくなりと評価された場合 </td></tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震に関連する情報(定例)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 </td></tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつたと評価された場合 ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まつた状態ではなくなりと評価された場合 	<u>南海トラフ地震に関連する情報(定例)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 </td></tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 </td></tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 </td></tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 </td></tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの自身に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く。) </td></tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 	<u>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの自身に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く。)
情報名	情報発表条件																			
<u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつたと評価された場合 ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まつた状態ではなくなりと評価された場合 																			
<u>南海トラフ地震に関連する情報(定例)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 																			
情報名	情報発表条件																			
<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 																			
<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 																			
<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 																			
<u>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 																			
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの自身に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く。) 																			
	<p>※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定</p> <p>2 府の当面の対応</p> <p>(1) 気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつた旨の「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>(臨時)」を発表し、消防庁から関係省庁警戒会議の開催結果について連絡を受けた場合には、これを踏まえ、京都府危機管理調整会議等を開催する。</p> <p>(2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつた旨の「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>(臨時)」が発表されたときは、京都府危機管理調整会議等において関係部局による今後の取組を確認するとともに、関西広域連合と連携しながら、府民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。</p> <p>なお、呼びかけ内容は、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認等とする。</p> <p>(3) 関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</p> <p>また、京都府危機管理調整会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。</p> <p>(4) その後は、「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>(臨時)」の内容に応じ、必要があると認める場合に、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。</p>	<p>※ 南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定</p> <p>2 府の対応</p> <p>(1) 気象庁から「<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。</p> <p>(2) 気象庁から「<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>」又は「<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。</p> <p>(3) また、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。</p> <p>なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。</p> <p>(4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(5) 関係部局においては、京都府災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</p> <p>また、京都府災害警戒本部会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。</p> <p>(6) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。</p>																		
字句修正等(京都地方気象台) 組織改正に伴う改定(府民環境部) 組織改正に伴う改定(府民環境部)	6, 109等 318 93, 168, 210, 314, 316, 364, 391, 393	<p>全編共通</p> <p><u>地震及び津波に関する情報</u></p> <p><u>府民生活部</u></p> <p><u>環境部</u></p>	<p>全編共通</p> <p><u>地震情報及び津波警報等</u></p> <p><u>府民環境部</u></p> <p><u>府民環境部</u></p>																	

組織改正に伴う改定（府民環境部）	113, 125	<u>環境部</u>	(削除)
移管に伴う改定（阪神高速道路㈱）	7, 154等	阪神高速道路に関する記載	(削除)

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案												
原子力防災対策指針との整合 (危機管理部)	1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、（中略）住民等の被ばく線量を最小限に抑え、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、（中略）住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>												
原子力災害対策指針の改正(危機管理部)	2	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日全部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日一部改正）を遵守するものとする。</p>												
時点修正等（危機管理部）	2	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は平成30年1月1日時点を示す。</p>	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は平成31年1月1日時点を示す。</p>												
原子力防災対策指針との整合 (危機管理部)	3	<p>【高浜発電所】 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）発電所からの距離は概ね5kmとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>市町名</td> <td>対象地域</td> <td>人口(人)</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>59</td> </tr> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	59	<p>【高浜発電所】 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）発電所からの距離はおおむね5kmとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>市町名</td> <td>対象地域</td> <td>人口(人)</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>56</td> </tr> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	56
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	59													
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	56													
原子力防災対策指針との整合 (危機管理部)		<p>・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離は概ね30kmとする。</p>	<p>・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離はおおむね30kmとする。</p>												

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	462
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	83,913
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、金輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘録場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、渕垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）	8,369
宮津市	全域	18,324
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、柄原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小渕、向山、樫原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原】	3,651
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稻次、安栖里、小畑	3,029
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,417
合 計		119,224

【大飯発電所】

- 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね32.5kmとする。

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	457
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	82,771
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、金輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘録場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、渕垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）	8,182
宮津市	全域	18,030
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、柄原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛け、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小渕、向山、樫原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原】	3,563
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稻次、安栖里、小畑	2,959
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,409
合 計		117,371

【大飯発電所】

- 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね32.5kmとする。

時点修正等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th><th>対象地域</th><th>人口(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td><td>左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)</td><td>306</td></tr> <tr> <td>舞鶴市</td><td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td><td>79,274</td></tr> <tr> <td>綾部市</td><td>奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)</td><td>1,546</td></tr> <tr> <td>南丹市</td><td>美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]</td><td>3,315</td></tr> <tr> <td>京丹波町</td><td>上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野</td><td>267</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="2" rowspan="2">合 計</td><td>84,708</td></tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	306	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	79,274	綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,546	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,315	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	267	合 計		84,708				
市町名	対象地域	人口(人)																									
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	306																									
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	79,274																									
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,546																									
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,315																									
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	267																									
合 計		84,708																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th><th>対象地域</th><th>人口(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td><td>左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)</td><td>287</td></tr> <tr> <td>舞鶴市</td><td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td><td>78,268</td></tr> <tr> <td>綾部市</td><td>奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)</td><td>1,507</td></tr> <tr> <td>南丹市</td><td>美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]</td><td>3,232</td></tr> <tr> <td>京丹波町</td><td>上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野</td><td>266</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="2">合 計</td><td>83,560</td></tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	287	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	78,268	綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,507	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,232	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	266	合 計		83,560				
市町名	対象地域	人口(人)																									
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	287																									
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	78,268																									
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、柄、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,507																									
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安排、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、官脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,232																									
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	266																									
合 計		83,560																									
原子力防災対策指針との整合 (危機管理部)	5	<p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、(略)</p> <p>2 (略)</p>	1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、(略)																								
原子力防災対策指針との整合 (危機管理部)	6	<p>別図1 O I Lと防護措置について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th>初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>O I L 1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td></tr> <tr> <td>O I L 4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td>β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">早期防護措置</td><td>O I L 2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の採取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の採取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td></tr> <tr> <td>O I L 6</td><td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7 飲料水 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg 2,000Bq/kg※8 放射性セシウム 200Bq/kg 500Bq/kg ブルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種 1Bq/kg 10Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg</td><td>1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の採取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の採取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 飲料水 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg 2,000Bq/kg※8 放射性セシウム 200Bq/kg 500Bq/kg ブルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種 1Bq/kg 10Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	別図1 O I Lと防護措置について
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																								
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)																								
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																							
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の採取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の採取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)																								
	飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)																							
O I L 6		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 飲料水 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg 2,000Bq/kg※8 放射性セシウム 200Bq/kg 500Bq/kg ブルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種 1Bq/kg 10Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。																							
原子力災害対策指針の改正(危機管理部)	7	<p>※1～8 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	<p>※1～8 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>																								

	第2編 原子力災害事前対策計画	第2編 原子力災害事前対策計画
字句修正（危機管理部）	<p>10 第4章 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府【環境部、健康福祉部、農林水産部】は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上級放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>10 第4章 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府【環境部、健康福祉部、農林水産部】は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>
組織改正等に伴う改定	<p>16 第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(略) 指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。(略)</p>	<p>16 第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(略) 指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。(略)</p>
組織改正に伴う修正	<p>22 第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>府【府民生活部、健康福祉部】は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。</p> <p>福祉関係団体 京都知的障害者社会福祉施設協議会</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>22 第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>府【危機管理部】は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。</p> <p>福祉関係団体 京都知的障害者福祉施設協議会</p> <p>4～9 (略)</p>
字句修正等（健康福祉部）	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 府【健康福祉部】は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>6 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 府【府民生活部、健康福祉部】は、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 府【健康福祉部】は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療従事者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>6 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 府【危機管理部】は、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>
原子力災害対策指針の改正（危機管理部）	<p>26</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 府【健康福祉部】は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p>
組織改正に伴う修正	<p>27</p>	<p>4～9 (略)</p> <p>6 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 府【府民生活部、健康福祉部】は、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>

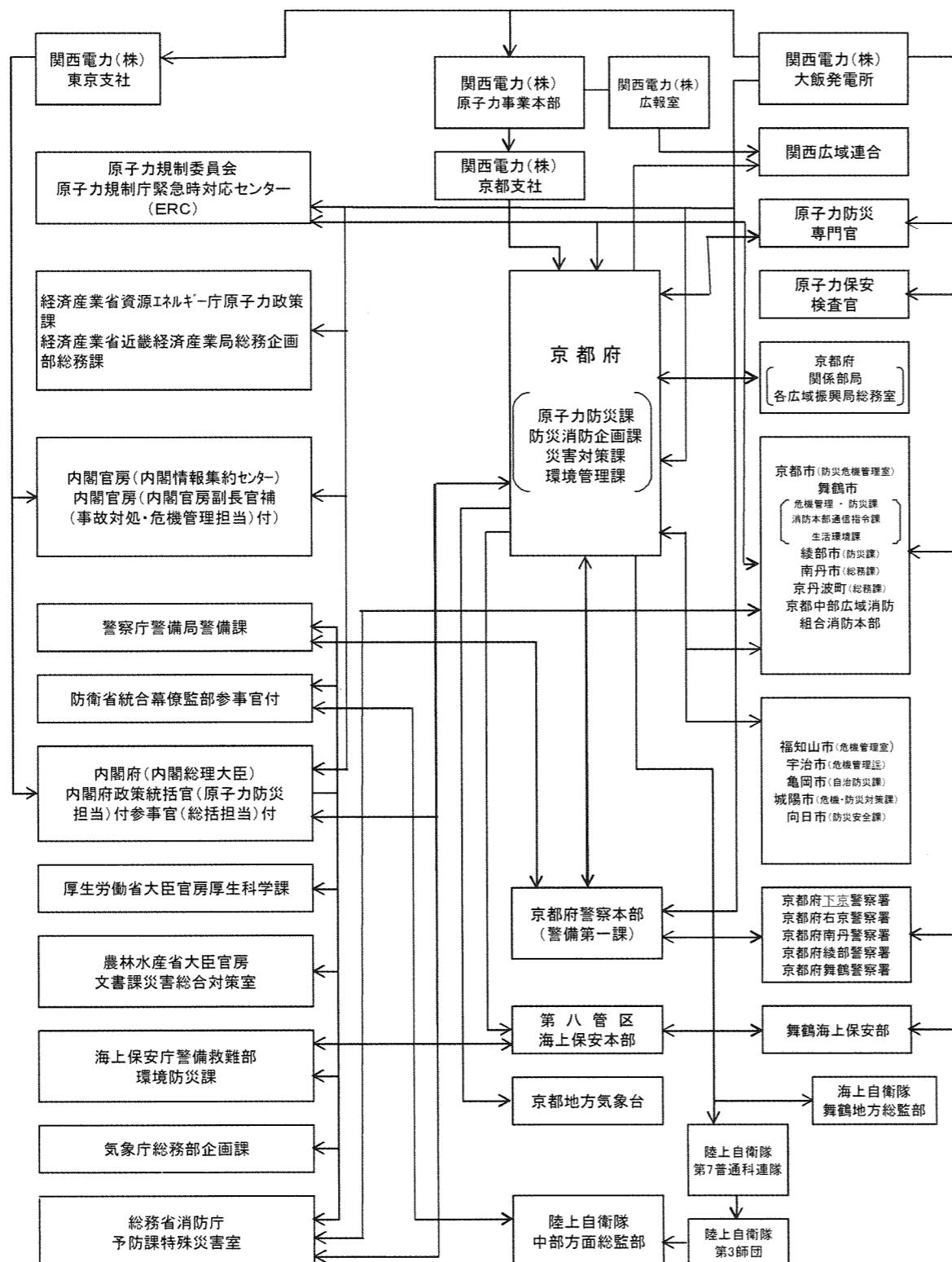
組織改正等に伴う改定

38

第3編 緊急事態応急対策計画

別図4-2

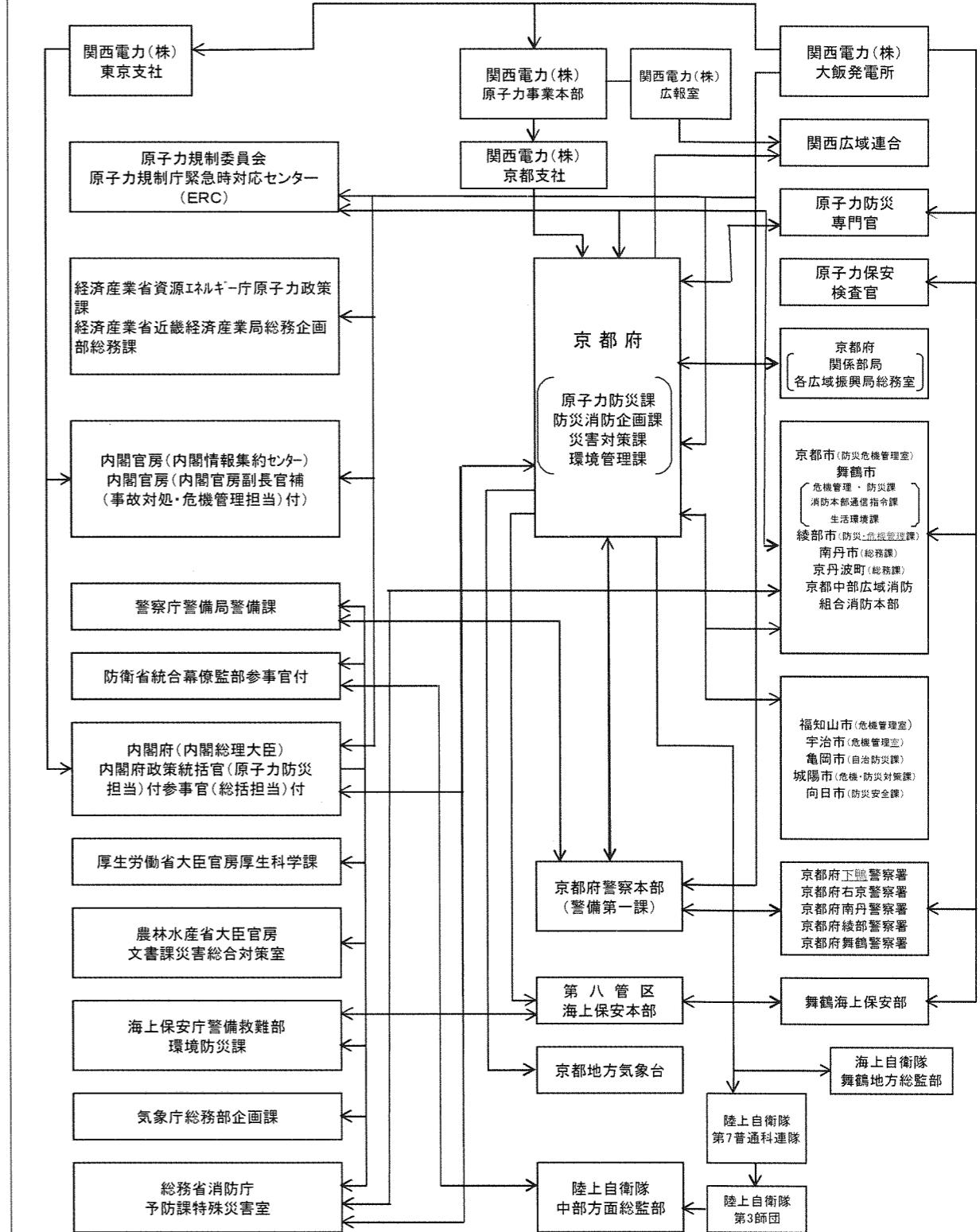
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(大飯発電所)



第3編 緊急事態応急対策計画

別図4-2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(大飯発電所)



		第3章 体制の確立	第3章 体制の確立
組織改正に伴う修正	41	<p>1 府の活動体制 (1) (略) (2) 警戒事態発生時の警戒態勢 ア～エ (略) オ 京都府危機管理緊急参集チームの招集等 府〔府民生活部〕は、高浜発電所又は大飯発電所で警戒事態に該当する発電所施設の重要な故障等が発生した場合、又は危機管理監が必要と認めた場合は、危機管理監、次の関係部局の長等及び防災監で構成する京都府危機管理緊急参集チームを招集する。 知事直轄組織（職員長<u>グループ</u>）</p> <p>環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢 ア、イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>ウ～ケ (略) 2～7 (略)</p>	<p>1 府の活動体制 (1) (略「)</p> <p>(2) 警戒事態発生時の警戒態勢 ア～エ (略) オ 京都府危機管理緊急参集チームの招集等 府〔危機管理部〕は、高浜発電所又は大飯発電所で警戒事態に該当する発電所施設の重要な故障等が発生した場合、又は危機管理監が必要と認めた場合は、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する京都府危機管理緊急参集チームを招集する。</p> <p>知事直轄組織（職員長） <u>危機管理部</u> <u>府民環境部</u> <u>健康福祉部</u> <u>農林水産部</u> <u>建設交通部</u> <u>警察本部</u></p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢 ア、イ (略) <u>ウ 保健医療福祉調整本部の設置</u> 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部・同調整支部を設置する。</p> <p>エ～コ (略) 2～7 (略)</p>
健康福祉部災害対応の標準マニュアル作成に伴う改定（健康福祉部）			
字句修正等（警察本部）	46	〈表〉別表1 関係課連絡会議の態勢 <u>警察本部警備部</u>	〈表〉別表1 関係課連絡会議の態勢 <u>警察本部</u>
字句修正等（警察本部）		〈表〉別表2 原子力災害警戒本部の態勢 <u>警備部警備第一課</u>	〈表〉別表2 原子力災害警戒本部の態勢 <u>警備第一課</u>
組織改正等に伴う改定	48	〈表〉別表3 災害対策本部の態勢 1 構成	〈表〉別表3 災害対策本部の態勢 1 構成 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	49	2 担当部・課の事務分掌	2 担当部・課の事務分掌 <u>(最新状況に差し替え)</u>
組織改正等に伴う改定	51	〈表〉別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢	〈表〉別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢 <u>(最新状況に差し替え)</u>
		第4章 避難、一時移転等の防護措置	第4章 避難、一時移転等の防護措置
健康福祉部災害対応の標準マニュアル作成に伴う改定（健康福祉部）	52	<p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1)～(8) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(9) 府〔健康福祉部〕は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 府〔健康福祉部〕は、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。</p> <p>(10) 府〔健康福祉部〕は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>(11) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p>2～5 (略)</p>
防災基本計画の改定（危機管理部）			
放射線防護対策工事を実施した施設の追加（危機管理部）	56	<p>6 要配慮者への配慮 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。</p>	<p>6 要配慮者への配慮 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。</p>

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
綾部市奥上林公民館康 管理センター) (綾部市林業者等健	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑(綾部市生活 支援ハウス)	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25 地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上 154番地
舞鶴医療センター (精神科病棟)	病院	舞鶴市字行永2410番地

7～9 (略)

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

(略)

組織改正等に伴う修正

57

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
舞鶴医療センター (精神科病棟)	病院	舞鶴市字行永2410番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡1076番地の1
綾部市奥上林公民館康 管理センター) (綾部市林業者等健	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑(綾部市生活 支援ハウス)	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25 地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上 154番地

7～9

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 府〔危機管理部、府民環境部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 府〔危機管理部、府民環境部〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 府〔危機管理部、健康福祉部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 府〔危機管理部〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

(略)

組織改正及び原子力災害対策指針の改正に伴う改定（危機管理部）	<p>第8章 救助・救急及び医療活動</p> <p>2 医療活動等 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院、地域の<u>高度被ばく医療支援センター</u>等に対して患者の受入を要請する。</p> <p>(8) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された<u>医療関係者</u>等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行いうるものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>	<p>第8章 救助・救急及び医療活動</p> <p>2 医療活動等 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院、地域の<u>放射線緊急時支援センター</u>等に対して患者の受入を要請する。</p> <p>(8) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された<u>医療従事者</u>等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行いうるものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>
組織改正に伴う改定	62	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 府【<u>府民生活部</u>、<u>南丹広域振興局</u>、<u>中丹広域振興局</u>、<u>丹後広域振興局</u>】は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(2) 府【<u>府民生活部</u>、<u>南丹広域振興局</u>、<u>中丹広域振興局</u>、<u>丹後広域振興局</u>】は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府【<u>府民生活部</u>、<u>南丹広域振興局</u>、<u>中丹広域振興局</u>、<u>丹後広域振興局</u>】は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府内関係市町、福井県等、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</p>
組織改正に伴う改定	10, 11等	<p>全編共通</p> <p><u>府民生活部</u></p>
組織改正に伴う改定	10, 11等	<p>全編共通</p> <p><u>環境部</u></p>
組織改正に伴う改定（綾部市、宇治市）	35, 36等	<p>全編共通</p> <p>綾部市 <u>防災課</u> 宇治市 <u>危機管理課</u></p>
		<p>全編共通</p> <p><u>危機管理部</u></p> <p><u>府民環境部</u></p> <p>綾部市 <u>防災・危機管理課</u> 宇治市 <u>危機管理室</u></p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編	
----	-------------------	--

修正理由	頁	現 行	修 正 案
字句修正等（第八管区海上保安本部、農林水産部）	8	<p>石油類流出計画編 第2編 予防計画 第4章 訓練、研修等 〈表〉 関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 府<u>地域</u>機関 府水産事務所 海のにぎわい課 第八管区海上保安本部 <u>警備救難部環境防災課</u></p> <p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に活動体制 〈表1〉 事故警戒本部及び事故対策本部の配備</p>	<p>石油類流出計画編 第2編 予防計画 第4章 訓練、研修等 〈表〉 関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 府<u>地方</u>機関 府水産事務所 海のにぎわい企画課 第八管区海上保安本部 <u>警備救難部運用司令センター</u></p> <p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に係る活動体制 〈表1〉 事故警戒本部及び事故対策本部の配備 <u>（最新状況に差し替え）</u></p>
組織改正等に伴う改定	12	〈表2〉 油流出事故対策本部の業務	〈表2〉 油流出事故対策本部の業務 <u>（最新状況に差し替え）</u>
組織改正等に伴う改定	13		
時点修正等（京都中部広域消防組合）	25	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 京丹波町 京都中部広域消防組合園部消防署丹波出張所 ACライト <u>10kg</u></p> <p>南丹市 京都中部広域消防組合園部消防署 ACライト <u>63kg</u></p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署美山出張所 ACライト <u>60kg</u></p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署八木出張所 パーライト <u>0.3m³</u> ACライト <u>20kg</u></p> <p>亀岡市 京都中部広域消防組合亀岡消防署 吸着マット <u>151枚</u> ACライト <u>91kg</u> <u>木ライト 7L</u></p> <p>京都中部広域消防組合亀岡消防署東分署 吸着マット <u>11枚</u> ACライト <u>38kg</u> <u>木ライト 21L</u></p>	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 京丹波町 京都中部広域消防組合園部消防署丹波出張所 ACライト <u>22kg</u></p> <p>南丹市 京都中部広域消防組合園部消防署 ACライト <u>53kg</u></p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署美山出張所 ACライト <u>55kg</u></p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署八木出張所 パーライト <u>0.06m³</u> ACライト <u>25kg</u></p> <p>亀岡市 京都中部広域消防組合亀岡消防署 吸着マット <u>129枚</u> ACライト <u>49kg</u> <u>（削除）</u></p> <p>京都中部広域消防組合亀岡消防署東分署 吸着マット <u>22枚</u> ACライト <u>36kg</u> <u>木ライト 84L</u></p>
時点修正等（八幡市）	26	<p>八幡市 八幡市役所 オイルマット（万国旗タイプ） <u>6.5m×8巻</u> <u>13m×4巻</u></p> <p>八幡市消防本部 オイルマット 大<u>200枚</u> 小<u>100枚</u> ACライト <u>70kg</u></p>	<p>八幡市 八幡市役所 オイルマット（万国旗タイプ） <u>6.5m×8本</u> <u>13m×4本</u></p> <p>八幡市消防本部 オイルマット 大<u>143枚</u> 小<u>100枚</u> ACライト <u>8袋</u></p>

		海難事故対策計画編	海難事故対策計画編
組織改正等に伴う改定	36	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 海難事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 海難事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <u>(最新状況に差し替え)</u>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】	39	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。 <u>また、外国人旅行客向けに第2に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。</u>
組織改正等に伴う改定	50	航空事故対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 航空事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備	航空事故対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 航空事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <u>(最新状況に差し替え)</u>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】	53	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。 <u>また、外国人旅行客向けに第2に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。</u>
組織改正等に伴う改定	62	鉄道災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 鉄道事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備	鉄道災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 鉄道事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <u>(最新状況に差し替え)</u>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】	65	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。	第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。 <u>また、外国人旅行客向けに第2に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。</u>
		道路災害対策計画編	道路災害対策計画編
		第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制

組織改正等に伴う改定 災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者対策】	<p>第2 活動体制 2 道路事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p>第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。</p>	<p>第2 活動体制 2 道路事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 （最新状況に差し替え）</p> <p>第3章 広報・広聴 第3 府民への広報要領 特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。 また、外国人旅行客向けに第2に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。</p>
字句修正及び時点修正等（府民環境部、警察本部） 組織改正等に伴う改定	<p>危険物等災害対策計画編</p> <p>第2編 予防計画 第3章 危険物等保安措置 〈図〉情報連絡系統図 5 毒物・劇物事故 警察本部・署 6 原子力発電施設以外の放射線障害 文部科学省 (環境管理課)</p> <p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 1 危険物等事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p>	<p>危険物等災害対策計画編</p> <p>第2編 予防計画 第3章 危険物等保安措置 〈図〉情報連絡系統図 5 毒物・劇物事故 府警察本部・署 6 原子力発電施設以外の放射線障害 原子力規制庁 (削除)</p> <p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 危険物等事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 （最新状況に差し替え）</p>
組織改正等に伴う改定	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 林野火災警戒体制の要員、林野火災対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 2 林野火災警戒体制の要員、林野火災対策本部の組織及び要員 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 （最新状況に差し替え）</p>
災害対応の総合的な検証会議 「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部、関西電力㈱） 【(7) 停電対策】	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 関西電力株式会社（京都支社）（以下「関西電力㈱」という。） (1)～(3) (略) (4) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応</p> <p>第2章 防災活動体制の整備 第4 施設・設備の整備 府、市町村及び関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。</p> <p>第6 避難地及び避難路の整備 (略)</p>	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 関西電力株式会社（京都支社）（以下「関西電力㈱」という。） (1)～(3) (略) (4) 事故により影響を受ける地域住民への被害状況や復旧見通し等の情報提供、相談対応</p> <p>第2章 防災活動体制の整備 第4 施設・設備の整備 府、市町村及び関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保並びに発電機等の燃料確保に努める。</p> <p>第6 避難地及び避難路の整備 (略)</p>

		(追加)	
組織改正等に伴う改定（府民環境部）	115	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制</p> <p>2 広域停電事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 （表）事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p>	<p>第7 総務課の電力確保体制の整備</p> <p>府は、市町村等の協力を得て、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関西電力（株）と共有する。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部、関西電力（株）） 【(7) 停電対策】	116	<p>第3節 関西電力（株）の活動体制</p> <p>第2 活動体制</p> <p>関西電力（株）は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。</p>	<p>第3節 関西電力（株）の活動体制</p> <p>第2 活動体制</p> <p>関西電力（株）は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、道路管理者と連携しながら、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部、関西電力（株）） 【(7) 停電対策】	116	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1</p> <p>1 関西電力（株） 関西電力（株）は、広域的な停電事故が発生した場合は、府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に、停電状況等を連絡する。</p> <p>2、3 （略）</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1</p> <p>1 関西電力（株） (1) 関西電力（株）は、広域的な停電事故が発生した場合は、府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に被害情報のほか、停電状況や復旧見通し等を連絡する。 (2) 関西電力（株）は、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。 2、3 （略）</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部、関西電力（株）） 【(7) 停電対策】	118	<p>第3章 広報・広聴</p> <p>第4 広報活動の実施</p> <p>1 関西電力（株）は、事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。</p>	<p>第3章 広報・広聴</p> <p>第4 広報活動の実施</p> <p>1 関西電力（株）は、事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで停電状況や復旧見通し等の情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部、関西電力（株）） 【(7) 停電対策】	119	(追加)	<p>第7章 重要施設の電力確保対策</p> <p>広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の電力確保については、次のとおりとする。</p> <p>第1 重要施設に自家発電設備がある場合の電力確保</p> <p>1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。 2 府は、一般計画編第3編第11章第8節の定めるところにより燃料を確保する。</p> <p>第2 重要施設に自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合の電力確保</p> <p>1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。 2 府は、一般計画編第3編第11章第9節の定めるところにより電源を確保する。</p>
組織改正等に伴う改定	10, 11等	全編共通 府民生活部長	全編共通 (削除)